

短い期間の保険証を窓口で更新されている方へ

(保険証の更新について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための特例措置としまして、令和2年8月以降の国民健康保険短期被保険者証の更新については、有効期限が令和2年10月31日までの保険証を簡易書留で郵送します。

令和2年10月31日以降は、国民健康保険税を一部納付のうえ、保険証の更新（通常であれば、有効期限の1か月の延長）を行う予定です。

詳しくは市民国保課国保係までお問合せください。

※まだ完納されていない国民健康保険税につきましては、延滞金が加算されます。また、未納が続く場合は財産の差し押さえ等滞納処分の対象となる可能性がございますので、保険証の更新が必要なくても継続してご納付をお願いします。

※国民健康保険短期被保険者証とは

前年度までの保険税を滞納された場合は、通常よりも有効期間が短い保険証「短期被保険者証」を交付することがあります。

「短期被保険者証」に該当した場合でも、滞納の状況が改善された場合は、通常の保険証に切り替えさせていただきます。

【お問い合わせ先】

市民国保課 国保係

電話:092-942-1193(直通)

Eメール:kokuh@city.koga.fukuoka.jp